

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行った。

令和二年六月十六日

埼玉県川越建築安全センター所長 松 井 直 行

第一〇一号	指定番号
第一項第五号 第四十二条 建築基準法	指定に係る 道路の種類
日 令和二年三月四	指定の年月日
十七番一 埼玉県比企郡小川町大字小川字大豆五駄五百九	指定に係る道路の位置
三十二・四	指定に係る 道路の延長 (単位メートル)
六・〇	指定に係る 道路の幅員 (単位メートル)